

情 報

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | … 2 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について | … 3 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について | … 6 |
| 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について | … 8 |

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1) 行政処分の年月日 | 令和8年1月23日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置 | 株式会社 完山金属（代表者：完山 一範） 東京都八王子市館町468-2 |
| (3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置 | 本社営業所 東京都八王子市館町468-2 |
| (4) 行政処分等の内容 | 事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分167日車 |
| (5) 主な違反事項 | 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） |
| (6) 違反行為の概要 | 法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年1月19日、同年12月19日及び令和7年2月12日に監査を実施。8件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある運行の業務（貨物自動車運送事業運輸規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (5) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (6) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (8) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5） |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 28点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 28点 |

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | | |
|----------------------------|---|----------|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月20日 | |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 日東交通株式会社 (法人番号: 6040001050844) 代表者 小宮 一則 | |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | <p>(事業者) 千葉県木更津市新田2-2-16 (富津営業所) 千葉県富津市川名字菅原767-1</p> | |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 10日車 | |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 | |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年7月11日、公安委員会からの通知により監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項) | |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 当該事業者の累積点数 | 1点 1点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | | |
|----------------------------|---|----------|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月20日 | |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社ライフバス (法人番号: 3030001046573) 代表者 照井 誠 | |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | <p>(事業者) 埼玉県富士見市鶴瀬東1-10-10 (本社営業所) 埼玉県入間郡三芳町藤久保934-8</p> | |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 40日車 | |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第45条 | |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年4月14日、公安委員会からの通知により監査を実施。7件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(7)輸送の安全にかかる情報の公表義務違反(運送法第29条の3) | |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 当該事業者の累積点数 | 4点 4点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月20日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社共同（法人番号：5020001029833） 代表者 森 朝彦 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 神奈川県横浜市戸塚区原宿1-36-7 (本社営業所) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町1478 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年11月6日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行表の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和8年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月20日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社雅觀光（法人番号：5050001003323） 代表者 與澤 雅 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 茨城県水戸市酒門町4548-2 (茨城町営業所) 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴34-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年4月18日、令和7年5月26日及び令和7年6月10日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 13点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和8年1月20日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 横バス観光株式会社 (法人番号: 4021001041283) 代表者 市川 壽一 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 神奈川県横須賀市内川2-1-22 (本社営業所) 神奈川県横須賀市内川2-1-22 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和7年11月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 7点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|--------------------------|--------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20251201 | 有限会社 タムラ運輸(法人番号8070002008309)代表者:田村 豊彦 | 群馬県前橋市亀里町1300-1 | 本社 | 群馬県前橋市亀里町1300-1 | 事業停止3日間、輸送施設の使用停止(236日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年10月2日及び同年10月23日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(12)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 32 | 32 |
| 20251203 | 笠倉運輸 株式会社(法人番号3050001030146)代表者:笠倉 レイ | 茨城県つくば市島名2524-1(諏訪C7街区9) | 本社 | 茨城県つくば市島名2524-1(諏訪C7街区9) | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月15日、令和7年2月20日及び同年6月11日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 9 | 9 |
| 20251203 | 有限会社 高山商店(法人番号5050002012728)代表者:高山 聰 | 茨城県稲敷郡阿見町掛馬326 | 本社 | 茨城県稲敷郡美浦村土屋字山下1979-485 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月28日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 6 | 6 |
| 20251203 | タムラ運輸サービス 株式会社 | 神奈川県横須賀市久里浜1-2000-12 | 本社 | 神奈川県横須賀市久里浜1-2000-50 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年3月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 5 | 3 |
| 20251203 | 富士陸運 株式会社(法人番号5020001074342)代表者:相澤 一喜 | 神奈川県川崎市川崎区東扇島92 | 追浜 | 神奈川県横須賀市夏島町2-9 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月11日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 3 | 3 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|---------------------|--------|-----------------------|------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20251203 | 福山通運 株式会社(法人番号1240001032736)代表者:小丸 成洋 | 広島県福山市東深津町4-20-1 | 加須支店 | 埼玉県加須市北大桑字宮下680-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 死亡事故があつた旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月27日及び同年2月4日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20251216 | 有限会社 青木陸運(法人番号2060002013703)代表者:青木 政博 | 栃木県那須烏山市森田1095 | 本社 | 栃木県那須烏山市森田1095 | 輸送施設の使用停止(230日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年9月7日及び同年12月22日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理規程の制定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1、2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 23 | 23 |
| 20251216 | 寺島総業 株式会社(法人番号5070001035604)代表者:寺島 康夫 | 群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸717-1 | 本社 | 群馬県吾妻郡中之条町大字大塚1728-1 | 輸送施設の使用停止(180日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年9月27日及び同年10月18日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 18 | 18 |
| 20251216 | 関東大日運輸 株式会社(法人番号3010601009790)代表者:高橋 等 | 東京都江戸川区北葛西5-28-21 | 埼玉 | 埼玉県春日部市下大増新田字西耕地259-1 | 輸送施設の使用停止(120日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があつた旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年5月8日及び同年6月7日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 12 | 12 |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|-----------------------------------|---------------|---------------------|------------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20251216 | 八ツ峰運輸 株式会社(法人番号5011801004951)代表者:新津 熙 | 東京都葛飾区奥戸3-21-11 | 本社 | 東京都葛飾区奥戸3-21-11 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年8月6日及び同年8月28日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 11 | 11 |
| 20251216 | 澤希運輸 有限公司(法人番号5070002015357)代表者:中澤 直希 | 群馬県高崎市金古町153-13 | 本社 | 群馬県高崎市金古町153-13 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和6年9月4日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 3 | 3 |
| 20251216 | 霞運輸機工 株式会社(法人番号8050001013303)代表者:榎本 かすみ | 茨城県下妻市大字下木戸276-1 | 本社 | 茨城県下妻市大字下木戸276-1 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 2 | 2 |
| 20251218 | 株式会社 オザキ運送(法人番号8030001049010)代表者:尾崎 郁夫 | 埼玉県富士見市東みずほ台2-10-6 ハイツフレンドリー1-101 | 株式会社 オザキ運送 川口 | 埼玉県川口市大字安行領家1182-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 | 重傷事故があつた旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月4日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(2)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 0 | 0 |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 伊香保 | 群馬県渋川市伊香保町伊香保336-13 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 伊勢崎 | 群馬県伊勢崎市曲輪町36-2 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|--------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 習志野 | 千葉県習志野市津田沼2-5-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 子生 | 茨城県鉾田市子生387-1 | 輸送施設の使用停止(29日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大津 | 茨城県北茨城市大津町北町3098 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 里美 | 茨城県常陸太田市小菅町596 | 輸送施設の使用停止(138日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 那須 | 栃木県那須郡那須町高久乙2794-3 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 藤岡 | 栃木県栃木市藤岡町藤岡6410-9 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 豊島 | 東京都豊島区東池袋3-18-1 | 輸送施設の使用停止(114日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|-------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 目黒 | 東京都目黒区目黒本町1-15-16 | 輸送施設の使用停止(115日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 新東京 | 東京都江東区新砂2-4-23 | 輸送施設の使用停止(87日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 皆野 | 埼玉県秩父郡皆野町皆野1623 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251203 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 勝沼 | 山梨県甲州市勝沼町勝沼1416 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 加須 | 埼玉県加須市大字上三俣2309 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 追具 | 群馬県沼田市利根町高戸谷539 | 輸送施設の使用停止(27日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 長野原 | 群馬県吾妻郡長野原町長野原184 | 輸送施設の使用停止(122日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|------------|------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | いすみ | 千葉県いすみ市弥正139-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 岩間 | 茨城県笠間市下郷4438 | 輸送施設の使用停止(127日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 羽鳥 | 茨城県小美玉市羽鳥2588-3 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大洋 | 茨城県鉾田市札1120-1 | 輸送施設の使用停止(36日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 足尾 | 栃木県日光市足尾町赤沢15-21 | 輸送施設の使用停止(24日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 新宿北 | 東京都新宿区大久保3-14-8 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 羽村御岳集配センター | 東京都青梅市御岳本町163-5 | 輸送施設の使用停止(25日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 横浜旭 | 神奈川県横浜市旭区本村町44-2 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 伊奈 | 茨城県つくばみらい市板橋2788 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 吾野 | 埼玉県飯能市坂石町分267-8 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 多古 | 千葉県香取郡多古町多古2757 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 長南 | 千葉県長生郡長南町長南2393 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251210 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 中野北 | 東京都中野区丸山1-28-10 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 片品 | 群馬県利根郡片品村須賀川113 | 輸送施設の使用停止(113日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|--------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 白井 | 千葉県白井市堀込1-1-10 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 石塚 | 茨城県東茨城郡城里町石塚2212-3 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 那珂 | 茨城県那珂市菅谷167-7 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 筑波学園 | 茨城県つくば市吾妻1-13-2 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月19日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 玉生 | 栃木県塙谷郡塙谷町玉生582 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 芳賀 | 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井509-1 | 輸送施設の使用停止(85日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 足立北 | 東京都足立区竹の塚3-9-20 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|---------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 小金井 | 東京都小金井市本町5-38-20 | 輸送施設の使用停止(110日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 銀座 | 東京都中央区銀座8-20-26 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 北杜 | 山梨県北杜市長坂町長坂上条2051-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 波崎 | 茨城県神栖市波崎8635-8 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 予持 | 群馬県渋川市北牧1210 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 原町 | 群馬県吾妻郡東吾妻町原町410 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 室田 | 群馬県高崎市下室田町881-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|--------------------|------------------|--------------------|--|-------|------------|
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 青柳 | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1210 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 水上 | 千葉県長生郡長柄町刑部753 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251217 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 高滝 | 千葉県市原市養老9-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 吉見 | 埼玉県比企郡吉見町久保田1626-8 | 輸送施設の使用停止(106日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 小幡 | 群馬県甘楽郡甘楽町小幡727-3 | 輸送施設の使用停止(39日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 安中 | 群馬県安中市安中3-24-7 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 東庄 | 千葉県香取郡東庄町笠川い738-1 | 輸送施設の使用停止(44日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|-------------------|------------------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 太東 | 千葉県いすみ市岬町椎木2120 | 輸送施設の使用停止(21日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 結川 | 茨城県常陸大宮市上小瀬2114-1 | 輸送施設の使用停止(146日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 野口 | 茨城県常陸大宮市野口2093-3 | 輸送施設の使用停止(122日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 福居 | 栃木県足利市福居町654-1 | 輸送施設の使用停止(140日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 喜連川 | 栃木県さくら市喜連川4417-3 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 城東 | 東京都江東区大島3-15-2 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 麹町 | 東京都千代田区四番町7-7 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|--------|---------------------|----------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 玉造 | 茨城県行方市玉造甲227 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 新町 | 群馬県高崎市新町2799-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 一ノ宮 | 群馬県富岡市一ノ宮153-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 月夜野 | 群馬県利根郡みなかみ町月夜野270-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 鳩山 | 埼玉県比企郡鳩山町赤沼2602-6 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 身延 | 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-37 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 九十九里 | 千葉県山武郡九十九里町片貝2983 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月8日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年12月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|-----------|----------------|----------|--------------------|---|-------|------------|
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 大栄 | 千葉県成田市伊能222-4 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 式根島集配センター | 東京都新島村式根島160 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |
| 20251224 | 日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也 | 東京都千代田区大手町2-3-1 | 川治 | 栃木県日光市川治温泉川治22 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) | | |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3. (4)但し書き参照)